

株式取扱規則

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

この規則は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）、株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下、「証券会社等」という。）および定款の定めに基づき当会社の株主の権利（以下、「株主権」という。）の行使に関する手続きおよびその他株式に関する取扱いについて定めることを目的とする。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目 3 3 番 1 号

中央三井信託銀行株式会社

同事務取扱場所 名古屋市中区栄三丁目 1 5 番 3 3 号

中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店

第 2 章 株主名簿への記録等

第 3 条 (株主名簿への記録)

株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等、機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第 1 5 4 条第 3 項に規定された通知（以下、「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録または変更を行うものとする。
- 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第 4 条 (株主名簿記載事項に係る届出)

株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。また、変更があった場合も同様とする。

第 5 条 (法人の代表者)

株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。また、変更があった場合も同様とする。

第 6 条 (共有株主の代表者)

株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。また、変更があった場合も同様とする。

第 7 条 (法定代理人)

株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。また、変更または解除があった場合も同様と

する。

第 8 条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の提出）

外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、あるいは日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

- 2 前項の常任代理人の氏名または名称および住所あるいは通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出なければならない。また、変更または解除があった場合も同様とする。

第 9 条（機構経由の届出のみなし）

当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなすものとする。

第 10 条（登録株式質権者）

この章の規定は、登録株式質権者に準用する。

第 3 章 株主確認

第 11 条（株主確認）

株主（個別株主通知を行った株主を含む。以下、この条において同じ。）が請求その他株主権行使（以下、あわせて「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下、「証明資料等」という。）を添付し、または提供しなければならない。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

- 2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- 3 代理人が前2項の方法で請求等をする場合は、それぞれ株主が署名または記名押印した委任状を添付しなければならない。なお、委任状には、受任者の氏名または名称および住所を記載しなければならない。
- 4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第 4 章 少数株主権等の行使手続き

第 12 条（少数株主権等の行使手続き）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行わなければならない。

第 5 章 単元未満株式の買取り

第 13 条（単元未満株式の買取り請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

第 14 条（買取価格の決定）

買取単価は、買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の名古屋証券取引所の

開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第15条（買取代金の支払）

当社は、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当、または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込、またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第16条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払、または支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 単元未満株式の買増し

第17条（単元未満株式の買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下、「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

第18条（自己株式の残高を超える買増請求）

同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数（特定の目的で保有している自己株式数を除く。）を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第19条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第20条（買増価格の決定）

買増単価は、買増請求の効力発生日の名古屋証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第21条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主から証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第22条（買増請求の受付停止期間）

当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
 - (2) 9月30日
 - (3) その他機構が定める株主確定日等
- 2 前項の規定のほか、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 7 章 特別口座の特例

第23条 (特別口座の特例)

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の管理機関が定めるところによるものとする。

第 8 章 その他

第24条 (所 管)

この規則の所管は、総務部とする。

第25条 (制定・改廃)

この規則の制定・改廃は、取締役会決議による。

附 則	昭和38年11月29日	制定実施
	昭和42年3月27日	改 正
	昭和42年4月1日	実 施
	昭和50年5月28日	改正実施
	昭和62年6月26日	改正実施
	平成4年7月6日	改 正
	平成4年7月10日	実 施
	平成11年10月1日	改正実施
	平成12年2月8日	改 正
	平成12年4月1日	実 施
	平成12年7月11日	改正実施
	平成12年11月7日	改 正
	平成12年11月27日	一部実施
	平成12年12月4日	実 施
	平成13年9月26日	制 定
	平成13年10月1日	実 施
	平成14年6月27日	改正実施
	平成15年2月26日	改 正
	平成15年3月17日	実 施
	平成15年3月18日	制 定
	平成15年4月1日	実 施
	平成15年6月27日	制 定
	平成15年6月30日	実 施

平成16年 6 月29日 改正実施
平成17年 5 月19日 改正実施
平成18年 6 月29日 改正実施
(平成19年 4 月 1 日 商号変更)
平成19年 9 月29日 改 正
平成19年10月 1 日 実 施
平成20年11月12日 新規則制定
平成21年 1 月 4 日 現行規則廃止
平成21年 1 月 5 日 新規則実施
平成23年 2 月10日 改正実施